

第5回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和3年12月21日（火）16:00～18:20

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、
牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁

【オブザーバー】日本銀行

【事務局】総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、
上田専門官ほか

4 議 題

- (1) 「大分類A－農業，林業」について
- (2) 「大分類B－漁業」について
- (3) 「大分類D－建設業」について
- (4) 「大分類H－運輸業，郵便業」について
- (5) 「細分類 レッカー車業」の新設について
- (6) 専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する扱いについて（その2）
- (7) 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について
- (8) その他

5 議事概要

(1) 議題1 「大分類A－農業，林業」について

「大分類A－農業，林業」を担当する農林水産省から資料1-1～1-2に基づく改定案の説明が行われ、改定案は、特段の意見がなく了承された。

(2) 議題2 「大分類B－漁業」について

「大分類B－漁業」を担当する農林水産省から資料2-1～2-2に基づく改定案の説明が行われ、改定案は、特段の意見がなく了承された。

(3) 議題3 「大分類D－建設業」について

「大分類D 建設業」を担当する国土交通省から資料3-1～3-2に基づく改定案の説明が行われ、質疑応答の後、改定案は、特段の異議はなく了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 「自動改札機設置工事業」が新たに内容例示として追加されるということだが、この自動改札機には各省庁の庁舎に設置されているセキュリティーゲートも含まれるのか。
← 含まれる。

- 「インフラメンテナンス」について今回は対応しないということだが、仮に新設するとすれば、「062 土木工事業」の中で対応するということになるのか。「062」とは別の分類項目の中に設定するということになるのか。
 - ← 現状は「0621」に含まれていると考えているので、「062」以外の分類項目に移行することにはならない。インフラのメンテナンスは、土木工事業の一部として行っており、「業」として成り立っておらず、メンテナンスだけを独立して行っている事業所がないというのが実態である。このような状況から、仮に新たに項目を設けるとしても「062」とは違う他の小分類に設けるということにはならないと考える。
- 駅のホームに設置されているホームドアを設置する事業者というのは「0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）」に含まれるという理解でよいか。
 - ← 「0841 機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く）」に含まれる。

(4) 議題4 「大分類H—運輸業、郵便業」について

「大分類H 運輸業、郵便業」のうち、改定事項のある運輸業を担当する国土交通省から資料4-1及び4-3に基づく改定案の説明が行われた後、質疑応答が行われ、改定案は概ね了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料4-1の「4209」の改定案文の「なお書き」に「鉄道業における通常の運営を離脱して」とあるが、「離脱して」という言葉に違和感がある。「鉄道業の通常の運営とは別に」とか「通常の運営とは独立して」などとしてはどうか。
- 資料4-3の「4211」の対応案の文章中、「主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所を除く事業所」という部分は、「主として自己建設で維持補修工事を施工する事業所」は「鉄道事業」なのだから、「それを除く事業所を除く」となっていて、三重に除いているので分かりにくい文章になっている。「自己建設でない維持補修工事を施工する事業所を除く」とすれば分かりやすくなるのではないか。
- 「自己建設」は、どこかに定義があるのか、どのように定義されるのか。SNAでは、自己勘定による建設という言い方をするが、これと同じなのか違うのか。
 - ← 「自己建設」という言葉は、「06 総合工事業」の総説と「D 建設業」の総説に記述されている「自己建設」の書きぶりに合わせたものである。また、頂いたご意見は、原局及び総務省と調整した上で改めて提案させていただきたい。
- 資料4-3の3PLサービスについて、設備を持っているアセット型の事業所の場合にはそれを主業とする分類をすれば良く、また、利用運送を主に行っている事業所の場合にはそれを主業とする分類にすることは理解できるが、ノンアセット型でコンサルティングだけを行っているケースがある場合には、「運輸業」ではなく、全く違う大分類（「学研究, 専門・技術サービス業」）のコンサルティングに分類することになる。そうなれば、大分類を跨ぐ変更となるが、そういった問題の有無をしっかりと検討する必要があると思う。

そもそも、コンサルティングだけを担っている会社がどの程度あるのかなどは確認する必要があると思う。インターネットでロジスティックコンサルティングや物流コンサルティングなどを調べると、それだけを行っている会社はありそうだが、どの程度あるのかは誰も分からない状況なので、今回の3PLサービスを新規立項しないという扱いは適当だと思う。

しかし、3PLサービスについては、生産物分類で分類項目として立てられており、それをを用い

た令和3年経済センサス活動調査により金額が把握されると思う。その調査結果を踏まえ、3PLを一定程度主業として行っているところがある場合には、例えば、大分類の「運輸業」における「物流のコンサルティング業」として、3PLサービスの新たな設定を「今後の検討課題」としてテイクノートする必要があるのではないか。

← 改定案の了承を頂いたが、令和3年経済センサス活動調査の結果等を踏まえ、3PLの項目の新設について検討することを「今後の検討課題」としてテイクノートさせて頂く。

(5) 議題5 「細分類 レッカー車業」の新設について

「細分類 レッカー車業」の新設について、運輸業を担当する国土交通省から資料5に基づく説明が行われ、質疑応答の後、実態調査の結果の報告を待って改めて検討することが了承された。

主な質疑応答は、以下のとおり。

○ 資料5の「参考」において、レッカー車業の上位分類に占める割合は4.9%とあり、量的基準をクリアできていないが、それでも新たに分類を新設したいということなのか。

また、レッカー車業が現行の日本標準産業分類の「R サービス業」に位置付けられており、統計の継続性という観点からは理解できるが、どのような理由からそのように整理されているのかが疑問である。国際分類では運輸部門に入っていることを考えると、もし新設するのであれば国際分類に合わせて設定するのが望ましいのではないかと推測する。

← 資料5の「参考」のデータは、前回（平成25年）の検討の際に提示されたものである。今回の検討に用いるデータとしては、平成28年経済センサスの結果等を活用することのほか、国土交通省が実態調査を予定しており、その中間結果により第7回検討チームで議論して頂く予定である。

← 現行の「R サービス業」に記載されている経緯の詳細は不明である。この内容例示は、昭和50年代に追記されており、故障等による緊急時のサービスと捉えられ、他の分類に該当し難いので「R サービス業」に記載されたのではないかと推測する。

← 議事録等を確認できていないので推測の域を出ないが、レッカー車業は、道路運送法や貨物自動車運送事業法等に規定される業とは関係性がないということから、業法とは離れた分類に記載したという整理ではないかとも考えられる。

○ 量的基準としての事業所数による10%の基準自体が疑問に思われる。金額を把握できれば理想的だが、金額を把握するのは相当難しいと思うので、なるべく従業者数で把握すべきと考える。事業所数の10%の基準だけで判断するには疑問がある。

また、「929」は、大分類でも「他に分類されないもの」であり、中分類も「その他の事業サービス業」、小分類も「他に分類されない事業サービス業」となっており、「その他」の「その他」の「その他」のような、いわば残渣のような分類項目であり、その中には雑多な事業所が様々に該当していると思われる。そのような分類項目に量的基準を適用する意味があるのかを疑問に思う。このような分類項目の対象となる事業所はできるだけ少なくし、適切な部門に変えていくことが必要であると考えてるので、「その他」に関してだけは他の一般的な分類項目と同じような考え方で「その他」の中に細分類を立てることは避けるべきと考える。そういう観点から改定案をみると、新たに分類項目を立てるのであれば、通常のアクティビティの分類を考慮すると国際比較も可能となる案1が適当ではないか。案2は、産業構造を把握する上では、「その他」の「その他」の「その他」を増やすことになり、そのような分類項目の対象は減らすべきという考え方を踏まえると案としては控

えるべきである。案3は、需要サイドの分類の概念であると考えている。アクティビティーとして自動車を整備することとレッカーで移動するというは供給サイドからすると違うと思うので、今回の産業分類の改定のコンセプトが「供給サイドを意識して作る」ということであれば、新しく立てる分類項目に関しては案1の方が適切ではないかと考える。

← 実態調査の結果のデータ等を踏まえつつ、分類項目として立てるか否かの判断をして頂きたいと考えている。

- 事業所数で判断するのは適切ではなく、売り上げや従業者数により判断すべきという意見があったが、今回の実態調査ではそのような事項を把握できるような調査計画になっているのか。

← 前回の検討における実態調査においても金額や従業員数等の事項を調査する予定であったので、今回も同様にそれらの事項を把握することを考えている。

- 量的基準に従業者数や他の指標でみるという可能性もあるということか。

← 本年6月に開催した第1回産業分類改定研究会で承認された「日本標準産業分類第14回改定基本方針」における量的基準の「なお書き」において、「個々の新設、廃止等の決定に当たっては、産業構造の変化、統計上の必要性、国際分類との比較可能性、事業所数、従業者数、生産額等を総合的に勘案して行う。」とあるので、今回も、事業所数だけでなく諸データを総合的に勘案して判断して頂くものと考えている。

- 北米産業分類システムやISICにおける「レッカー車業」の位置付けをみると、それらは日本語での「牽引業」、「自動車牽引業」、「牽引及びロードサービス」に該当すると思う。しかし、ここで定義されている「レッカー車業」が「排除する」という意味であれば、国際分類における「牽引業」と「レッカー車業」とが同じだとは思えない。国際分類における「牽引業」と今回の検討事項の「レッカー車業」とは違うものなのか、あるいは同じものと考えて良いのか。

← 原文等を確認した上で回答したい。

- ISICにおける定義と我々が読んでいたレッカー車業が同じものなのか全く違うものなのかを確認して欲しい。「レッカー車業」に関する改定案については、実態調査の結果を踏まえて改めて検討したい。

(6) 議題6 専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱い（その2）について

「専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱い」について、事務局から資料6に基づく説明が行われ、質疑応答の後、引き続き検討を行うことされた。

主な質疑応答は、以下のとおり。

- 資料6の5ページの(3)の修正案では「住居等において」と記載されているが、この「等」は自宅以外の別の場所において個人が経済活動を行うことをイメージしていると思う。そのような例としてインキュベーション施設で事業を行っている場合があり、修正案のように「本人の住居を事業所とする」となれば、インキュベーション施設が除外されるので、「本人の住居等を事業所とする。」とすれば漏れがないと思う。

← 誤解の生じないような表現振りに修正することを検討したい。

- 今回の修正案ではないが、資料6の4ページの(11)の記述「ア. そこに全て事業所がある」とあるが、「全てそこに事業所がある」に変更してはどうか。また、「イ. …主な部分を占めている世

帯に限り」とあるが、「…主な部分を占めている場合に限り」に変更してはどうか。

← ご指摘の内容について、検討することとしたい。

- 一般原則の「事業所の定義」における要件において、「一区画」と「一構内」という用語が混在している。それらがあると混乱するので、「一区画」で統一すればいいのではないか。なぜこのような表現になったのか。定義の記載部分なので語感では困る、しっかり調べて欲しい。

← 歴史的経緯は明確ではないが、確認して回答することとしたい。

- 追記する(10)の文章については、事業所の2つの基本定義のうちの二つ目の「定義」と(10)が矛盾するのではないか。(10)が例外規定だから、上位規定である冒頭の基本定義と矛盾していても問題はないということか。

← 例外規定ではあるが、完全に矛盾しているとは言えないのではないか。

- (10)が例外規定であると理解すれば良いのではないか。
- 一般原則については、全体的に見て、長年の間に例外規定を付け足してきて最終的にこのような記載となっていると理解しているが、全体的に分かり難い。付け足しが重なってきたのでこのような表現であるが、同じような記載内容を再度整理するとより簡潔に書けるような気もする。
- 特に、「第2項 事業所の定義」はこれまでの付け足しにより様々な例が記載されているが、これを機に表現を整理して書き直した方が良いのではないかという部分はある。

追記する(10)については、特に異論がないということだが、他の部分で表現ぶり等の違和感のある事項があれば事務局に連絡して欲しい。本日指摘された事項については、再検討して頂くということで良いか。

← 検討したい。

(7) 議題7 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について

事務局から現在の国際標準産業分類の改定に向けた検討状況に関する説明が行われ、座長から、引き続き情報収集を行うことが要請された。

(8) 議題8 その他

事務局から第3回検討チームにおいて議論された「管理、補助的経済活動を行う事業所」の「旅館、ホテルの営業所」の売上の扱いに関する確認結果についての報告が行われ、確認結果の報告については了解された。

次回の検討チームは、令和4年2月10日(木)14:00~16:00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

(以上)